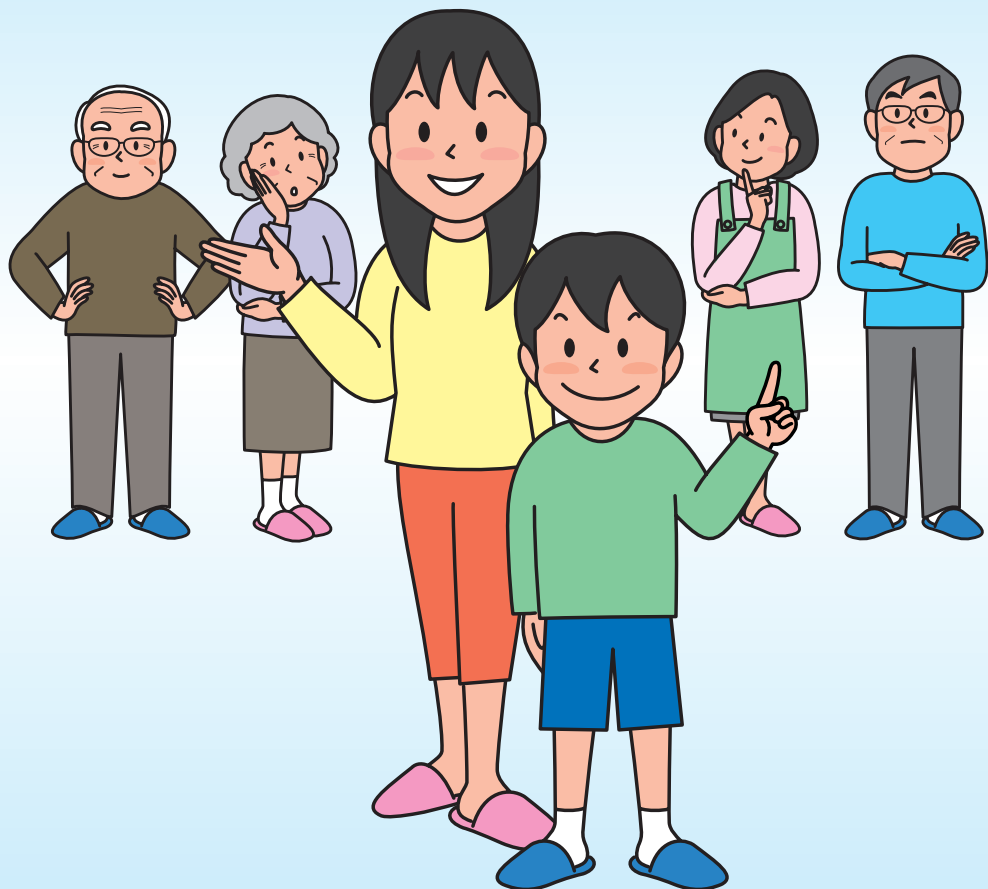


よくわかる 消費生活

～消費者が知っておきたい20のこと～



内閣府国民生活局

はじめに

この本は、中学生・高校生以上を対象とした消費者教育の読本です。「消費者教育」は皆さんにとってあまり馴染みのない言葉かもしれませんが、コンビニで買い物をしたり、携帯電話やインターネットで情報を調べたり、普段みなさんが消費者として生活する場面でぜひ知っておいて欲しい内容が盛り込まれています。

消費者をめぐるのは、近年、経済情勢の変化、情報化社会の進展、様々な取引をめぐるトラブル、身近な事故の多発など、その環境に大きな変化が生じています。そのような環境の変化に適確に対処できる自立した消費者になるためには、消費者が自ら進んで必要な知識を学習すること（消費者教育）が必要です。

この本の中では、消費者教育の内容を「安全」「契約・取引」「情報」「環境」の4つに分けて紹介しています。ページに1つずつ3コママンガが載っていますので、まずはマンガだけでも読んでみましょう。

また、各項目の最後のページには「おさらいクイズ」を用意しています。分からない問題があれば、前のページに戻って文章をじっくり読んでみましょう。

消費者教育では、みなさんがこの読本などを使って学習し、自主的かつ合理的な消費生活が送れるようになることを目指しています。さらに、個人の消費生活を豊かにすることに加えて、一市民として社会全体をよりよくする活動に積極的に参加できる消費者市民となっただけなくも目指しています。

本書がみなさんの今後の消費生活のお役にたてれば幸いです。

CONTENTS 目次

はじめに	01
消費者教育について	04

I 安全

総論	05
1 食品の安全	06
2 製品の安全	07
3 施設の安全	08
4 事故が起きた時の対処方法	09
● おさらいクイズ	10



II 契約・取引

総論	11
1 契約の基本	12
2 契約者が未成年者の場合	13
3 悪質商法—典型的な事例	14
4 悪質商法—マルチ商法	15
5 クーリング・オフの方法	16
6 契約が取消できる場合	17
7 クレジットカードの管理	18
8 多重債務に陥らないために	19
● おさらいクイズ	20



III 情報

総論	21
1 情報収集—メディアリテラシー	22
2 情報発信—個人情報	23
3 ネットトラブル—ショッピング	24
4 知的財産権	25
● おさらいクイズ	26



IV 環境

総論	27
1 3R—リデュース、リユース、リサイクル	28
2 環境への影響を少なくする取組み	29
3 リサイクルマーク	30
4 我が家の温暖化対策	31
● おさらいクイズ	32



消費生活センターとは?	33
おさらいクイズ答え	33

消費者教育について

消費者保護基本法が2004年に改正され、消費者基本法が成立しました。これまでは「保護の対象」であった消費者が「権利の主体」となり、消費者の権利が明確化されました。消費者もその権利を理解し、「自立した消費者としての行動」が求められています。

政府はこの法律に基づいて消費者基本計画を策定しました。消費者の安全・安心確保のための仕組みづくり、消費者の自立のための基盤整備、緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応など、消費者が安全で安心した消費生活を送ることができるよう様々な施策を実施しています。

消費者には「教育の機会が確保される権利」があり、生涯にわたって消費生活について学習する機会を提供される必要があります。消費者も、自立した権利の主体となるためには、必要な知識を習得し、生活環境に適応する能力をつける必要があります。

消費者の権利

消費者基本法では、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保されるために、次の「消費者の権利」が定められています。

- 安全が確保される権利
- 必要情報が提供される権利
- 意見が反映される権利
- 選択の機会が確保される権利
- 教育の機会が確保される権利
- 被害が救済される権利